

# 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定申出書

令和 年 月 日

愛南町長 清水 雅文 殿

利用権の設定をす 住 所 愛媛県南宇和郡愛南町  
る者（貸し手） 電話（ ）  
〔甲〕 氏 名 ① 年令（ 才）

利用権の設定を受 住 所 愛媛県南宇和郡愛南町  
ける者（借り手） 電話（ ）  
〔乙〕 氏 名 ① 年令（ 才）

下記のとおり農業経営基盤強化促進事業による利用権を設定されますよう、愛南町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき申出いたします。なお、下記利用権の条件等については、私達兩名の協議合意によるものであり、この申出内容どおり、農用地利用集積計画として利用権が設定された場合は、農業経営基盤強化促進基本構想の同意は本申請書をもって代えます。

記

## 1. 利用権の条件

この利用権に係る条件については、次項の「設定する利用権」（D）並びにその他条件については、愛南町農業経営基盤強化促進基本構想及び関係法例の定めるところに従い、事業の円滑な実施に努めます。

## 2. 利用権設定希望、各筆明細

別紙利用権設定各筆明細のとおり

## 3. 添付書類

（1） 利用権の設定を受ける者の経営概況

（通知欄）

[ - ]

上記申出につき、申出（一部修正）どおり農業経営基盤強化促進事業として利用権を設定したので通知します。  
（上記申出は のため利用権の設定が出来ないので返却します。）

令和 年 月 日

愛南町長 清水 雅文



## 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

### (2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条の規定によりその収益の額に至るまで、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

### (3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。

### (4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ町に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良をすることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害保障法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕または改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のため支出した有益費については、その返還時に増価格が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価格（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増加額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の返還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき町が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用額に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、その農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

### (9) 利用権取得者の責務

乙は、この利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

### (10) その他

この農用地利用計画にさだめない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び町が協議して定める。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

整理番号	氏名又は名称		性別	年齢	農作業従事日数		日				
利用権の設定等を受ける土地の面積 m <sup>2</sup>	利用権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 m <sup>2</sup>		利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目		利用権の設定等を受ける者の世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況		利用権の設定を受ける者の主な家畜の飼養の状況		利用権の設定を受ける者の主な農機具の所有の状況		
			世帯員(構成員)人		農業従事者(うち15歳以上65歳未満の者)		雇用労働力(年間延日数)		種類	数量	種類
農地	農地		男		農業専従者 (人)		人日			トラクター コンバイン 田植機 耕運機 糶摺り機 トラック	
採草放牧地					農業補助者 主として農業に従事する者 (人)						
その他	採草放牧地		女		従として農業に従事する者 (人)						
整理番号	氏名又は名称		性別	年齢	農作業従事日数		日				
利用権の設定等を受ける土地の面積 m <sup>2</sup>	利用権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 m <sup>2</sup>		利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目		利用権の設定等を受ける者の世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況		利用権の設定を受ける者の主な家畜の飼養の状況		利用権の設定を受ける者の主な農機具の所有の状況		
			世帯員(構成員)人		農業従事者(うち15歳以上65歳未満の者)		雇用労働力(年間延日数)		種類	数量	種類
農地	農地		男		農業専従者 (人)		人日				
採草放牧地					農業補助者 主として農業に従事する者 (人)						
その他	採草放牧地		女		従として農業に従事する者 (人)						
整理番号	氏名又は名称		性別	年齢	農作業従事日数		日				
利用権の設定等を受ける土地の面積 m <sup>2</sup>	利用権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 m <sup>2</sup>		利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目		利用権の設定等を受ける者の世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況		利用権の設定を受ける者の主な家畜の飼養の状況		利用権の設定を受ける者の主な農機具の所有の状況		
			世帯員(構成員)人		農業従事者(うち15歳以上65歳未満の者)		雇用労働力(年間延日数)		種類	数量	種類
農地	農地		男		農業専従者 (人)		人日				
採草放牧地					農業補助者 主として農業に従事する者 (人)						
その他	採草放牧地		女		従として農業に従事する者 (人)						